

第百九十回国会 内閣委員会 議 録 第 八 号

平成二十八年三月二十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 西村 康徳君  
理事 亀岡 偉民君 理事 平 将明君  
理事 武井 俊輔君 理事 中根 一幸君  
理事 平井たぐや君 理事 緒方林太郎君  
理事 柿沢 未途君 理事 佐藤 茂樹君  
青山 周平君 池田 佳隆君  
石崎 徹君 大隈 和英君  
岡下 昌平君 神谷 昇君  
木内 均君 田村 憲久君  
高木 宏壽君 武部 新君  
中山 展宏君 長尾 敬君  
ふくだ峰之君 松本 洋平君  
宮崎 政久君 務台 俊介君  
山田 賢司君 若狭 勝君  
阿部 知子君 青柳陽一郎君  
大串 博志君 岸本 周平君  
高井 崇志君 古川 元久君  
古本伸一郎君 大口 善徳君  
濱村 進君 池内さおり君  
島津 幸広君 河野 正美君  
鈴木 義弘君

牧島かれん君 務台 俊介君  
小宮山泰子君 古川 元久君  
後藤 祐一君 青柳陽一郎君  
江田 康幸君 大口 善徳君  
同日  
田村 憲久君 補欠選任  
北村 茂男君  
務台 俊介君 牧島かれん君  
山田 賢司君 岩田 和親君  
青柳陽一郎君 後藤 祐一君  
古川 元久君 小宮山泰子君  
大口 善徳君 江田 康幸君

三月二十三日

マイナンバー制度の中止と利用拡大の取りやめ  
に関する請願(池内さおり君紹介)(第八八八号)  
同(清水忠史君紹介)(第八八九号)  
同(島津幸広君紹介)(第八九〇号)  
同(池内さおり君紹介)(第九八四号)  
同(笠井亮君紹介)(第九八五号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第九八六号)  
同(宮本徹君紹介)(第九八七号)  
同(宮本徹君紹介)(第九八七号)  
マイナンバー制度の中止に関する請願(志位和夫君紹介)(第九三二号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

内閣の重要政策に関する件  
成年後見制度の利用の促進に関する法律案起草の件  
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案起草の件

○西村委員長 これより会議を開きます。  
内閣の重要政策に関する件について調査を進めます。  
この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局村田家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○西村委員長 成年後見制度の利用の促進に関する法律案起草の件及び成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。  
成年後見制度の利用の促進に関する法律案起草の件につきましては、田村憲久君外四名から、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党、おおさか維新の会、改革結集の会の共同提案により、お手元に配付いたしておりますの成年後見制度の利用の促進に関する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が、また、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、田村憲久君外四名から、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党、おおさか維新の会、改革結集の会の共同提案により、お手元に配付いたしておりますのとおりで、政府は、基本方針に基づき施策を実施するため必要な措置を速やかに講じなければならないこととしております。

○大口委員 成年後見制度の利用の促進に関する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念等を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議を設置する等の措置を講ずるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、基本理念として、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと等の成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進及び成年後見制度の利用に関する体制の整備について定めるとともに、これらの理念のもと、施策を推進するに当たつての基本方針を定めることとしております。

第二に、政府は、基本方針に基づき施策を実施するため必要な措置を速やかに講じなければならないこととしております。

第三に、政府は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならないこととしております。

第四に、内閣府に、内閣総理大臣を会長とする

委員の異動  
三月二十三日  
辞任  
岩田 和親君 補欠選任  
山田 賢司君  
北村 茂男君 田村 憲久君

内閣委員専門員  
室井 純子君  
内閣府大臣政務官  
加藤 勝信君  
最高裁判所事務総局家庭局長  
村田 斉志君  
内閣委員会専門員  
高木 宏壽君

成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会を置くこととしております。これは、この法律の施行後二年以内の政令で定める日に廃止するとともに、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることとしております。

第五に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○西村委員長 次に、田村憲久君。

○田村(憲)委員 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができるとするとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとする等の措置を講ずるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の手続きを行う者に対し、六カ月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができることとしております。

第二に、成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見る

ことができることとしております。

第三に、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、成年被後見人であった者の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結等を行うことができることとしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○西村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○島津委員 日本共産党の島津幸広君。これを許します。島津幸広君。提出された法案について幾つかお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分とされた高齢者や障害者の法律行為や財産管理について、高齢者、障害者の権利擁護のために役割を發揮してきました。

しかし、この間、障害者の権利に対する認識は国際的にも深まってきています。特に、二〇一四年、我が国も批准した障害者権利条約は、個人の自律の尊厳を基本原則として掲げて、その第十二条で、障害者が生活のあらゆる場面において他の者と平等に法的権利を享有すること、締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用するための適切な措置をとることと

してあります。

これは、精神上の障害があることをもって一律に行為能力を制限することを否定したものの、要するに、自分のことを自分抜きでは決められない、誰もがみずから意思を決定することができるよう、必要な支援を可能な限り尽くすことを国や地方自治体、支援にかかわる全ての人々に求めたものと言えらると思っております。これはまた、世界的な流れにもなっている考え方です。

この条約の立場に立つて、現行の成年後見制度自体の見直し、改革が求められるべきだと考えます。すけれども、提案者の御認識をお聞かせください。

○大口委員 島津委員にお答えを申し上げます。まず、障害者権利条約との関係に照らし、現行成年後見制度自体の見直し、改革を求める議論が存在することは認識をしております。

今回の法案は、現行の成年後見制度を踏まえつつ成年後見制度の利用を促進することを目的とするものでありますが、第三条の一項において、基本理念の内容として、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者等と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことを規定しております。

また、第十一条の柱書きにおいては、基本的方針として、成年後見制度の利用促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえ推進されるものと定めているということでございます。

このように、本法案は、成年後見制度の運用を障害者権利条約の趣旨により沿ったものとしようとしているものでございます。

また、第十一条の二号においては、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当な差別をされないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度に

ついて検討を加え、必要な見直しを行う、こういうことも定めておりました。約二百を超える権利制限、欠格事項、こういうものについてもしっかりと検討していく、こういう内容でございます。

○島津委員 今、理念的なことをお答えになられたわけですが、実際にそれが今生かされていらないと思うんですね。自分のことは自分抜きでは決められないということは、理念としては語られても、実践されていない。

例えば、介護保険サービスについて、当事者の意思に基づくよりも、家族等が本人の意思を十分に確認することなく処遇を判断したり、あるいは、後見人等が、地域で暮らす権利や本人の意思を十分尊重しないまま、施設に入るか地域で居住するかを決定する、また、医療についても、本人ではなくて家族の承諾で済ませてしまふ、こうしたことは広く今でも見られているわけです。

ですから、これらは、意思決定の困難な本人について、意思決定するためにどのような支援をすべきかなどの具体的な指針なり体制なりが今整っていない、こういうことの結果だと思っております。こうした具体的なことにこそ今回改善、改革が求められているわけで、このことが必要なんじゃないでしょうか。具体的な問題として、どうでしょう。

○大口委員 今、社会保障審議会の障害者部会で、障害者総合支援法の施行三年後の見直しというところで議論がなされていて、意思決定支援ガイドラインの作成、あるいは障害福祉サービスにおける意思決定支援、そしてまた入院中の精神障害者の意思決定支援、こういうものが議論の対象になっておるわけでございます。

そのような状況の中で、御指摘のような意思決定をするための支援の改善、改革の方向性については、本法案においても明らかにしております。

具体的には、先ほど述べた内容のほか、第十一条第一号において、基本方針として、成年後見制度を利用しようとする者の能力に

じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること、また、同法の第十一条五号においては、成年後見制度を利用しまたは利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずることを定めております。

また、医療、介護等の件につきましては、医療、介護等に係る意思決定が困難な方に対し、その自発的意思を尊重しつつ、どう必要な医療、介護等を受けられるようにするかというところは現場において重要な課題でありますので、さまざまな対応がなされていますが、この法案においては、これは第十一条の三号であります。成年後見人等であって医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援のあり方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を行うこととしております。

○鳥津委員 理念、これから検討ということなんですけれども、私、やはりそこに疑義があるんです。この法律は、あくまで現行の成年後見制度を前提にその利用の促進を図るものであって、現行の成年後見制度の見直しを行うものではないわけです。

今の制度でどんな問題が起きているのか。利用件数の大半を占める成年後見類型では、判断能力について、自己の財産を管理、処分することができないと診断されると、法律行為の全てに代理、代行権限、同意、取消権が与えられます。しかも、これは、その人の障害が回復しない限りいは死ぬまで継続される、途中で見直しの機会も与えられない。成年後見制度の累積利用件数はウナギ登りにふえているのですが、こうした仕組みが大きな原因ともなっているわけです。

そういう中で起きているのが、後見監督等の事務の増大であり、不正行為の発生です。家庭裁判所による後見監督件数、これをお示し願えますか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。平成二十六年の一月から十二月までの一年間に、後見等監督処分事件として家庭裁判所が成年後見人等に対して後見事務の報告を求めた件数は九万三千六百五十八件となっております。

また、成年後見人等が弁護士等の専門職である場合には、おおむね一年に一回、後見人等から家庭裁判所に対して後見人としての報酬を決めるよう申し立てがされますが、その際、後見人等から後見事務についても報告を受けますので、後見人等の報酬付与申し立て事件も実質的には後見等監督の機能を有しております。平成二十六年一月から十二月までの後見人等の報酬付与申し立て事件数は七万六千四百二十件となっております。

この二つを合わせますと、平成二十六年一月から十二月までの一年間に家庭裁判所が実質的に後見等監督を行った件数は十七万七千八百八件となります。

○鳥津委員 相当な件数があるわけです。年間の申し立て件数が三万件を超えている、累積する監督件数などに家裁の体制が追いついていないのが現状だと思うんです。特に、都市部の家裁は、人手不足のために、地方の簡易裁判所からの応援を受けているというのが現状です。家裁の新規受け付け件数は減少傾向にありますけれども、成年後見関係の事件の急増によって、家事事件の新規受け付け件数は増加しているわけです。複雑化もしています。

法案は、基本方針で必要な体制の整備をうたっているんですけども、最高裁は、政府が一体となって進めている定員合理化への協力の名のもとに、裁判所職員を減らし続けています。書記官を多少ふやしているということなんですけれども、現場の忙しさと長時間勤務を強いられている

中で、書記官のメンタルヘルスによる休職もふえています。二〇一一年度の資料ですけれども、書記官の休職率〇・六五％。これは、教員もメンタルヘルスが問題になっているんですけれども、その教員の休職率〇・五七％を上回る極めて深刻な事態です。

提案者にお聞きしたいんですけども、家裁は体制がとれていない、そういうもんで、法案の実効性に甚だ疑問があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○大口委員 今、委員の御指摘がございました。この法案の第十一条の第十号に、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するに当たっての基本方針として、成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要となる体制の整備その他の必要な措置を講ずることを盛り込んでいただいております。

提案者としては、後見人の事務の監督を実効的に行うことを含め、今後、成年後見制度の利用を促進するためには、裁判所の職員の数を含む人的体制を整備することが非常に重要であると考えております。

○鳥津委員 現状では、その体制整備というのがなされるかどうかというのがなかなか心配なんですけれども、もう一つ、後を絶たない不正行為の問題です。後見人による被後見人の財産の横領、着服が社会問題化しているんですけども、二〇一四年度のその件数、被害額をお聞かせください。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。平成二十六年一月から十二月までの一年間に、不正が発覚し、対応を終えたということで全国の家裁判所から最高裁判所が報告を受けた成年後見人等の不正件数は八百三十一件、被害総額は約五十六億七千万円となっております。

です。

最高裁は、親族後見人による事件が多いことから、弁護士等の第三者を選任していくことなどの対策をとるとしてございますけれども、先ほどの八百三十一件の事件があったんですけれども、うち二十二件、五億六千万円は弁護士等の専門職によるものでした。

こうした状況のもとで成年後見制度の利用の促進を図るとなれば、一層、こうした被害もなくなるという、問題は大きくなってしまおうと思うんです。利用促進を急ぐのではなくて、障害者権利条約の精神のもとに成年後見制度のあり方そのものをじっくり検討、吟味することが求められているのだと思います。それは、第一義的には政府の責任において行われるべきだと考えます。

提案者に改めてお聞きしたいと思っております。最初にも質問しましたけれども、やはり民法そのものをこの機会に見直し、改革が必要ではないか、それだないと今起きている問題も解決しないと思うんですけども、どうでしょうか。

○大口委員 委員のお言葉でございますけれども、専門職の成年後見人は今、一生懸命やっております。ですが、もちろん不祥事もあります。ただ、専門職以外の親族等の不祥事の方がはるかに大きいし、隠れた被害が相当あるんです。ですから、やはりそういう不正を行った場合は資格を剥奪されるということが、専門職の後見人というのは大事であります。

ただ、対応するに当たっては、やはりこれから七百万人の方が認知症あるいはその疑いが、二〇二五年にはそういう状況になるとか、あるいは、本当に精神上的の障害を抱えた方の親亡き後ということもしっかりと対応していかないといけない、こういう認識でおります。

そういうことで、今回の法案は、現行の成年後見制度を踏まえつつ成年後見制度の利用を促進することを目的とするものであります。成年後見制度の運用を障害者権利条約の趣旨により沿ったものにしていくという規定を随所に設けています。

意思決定の支援等について今後の議論の方向性を明らかにする規定であり、その重要性を御理解いただきたい、こう思っております。

○島津委員 本人の意思決定、いろいろな障害を持った方でもいろいろな手を尽くせば意思決定することが可能なわけですから、そのところを抜きにした促進というのはやはり問題があると思うんです。

障害者権利条約の執行状況に関する審査は二〇一八年に予定されています。その年に合わせて、現行制度の問題なしとしないと思うんですけども、さまざまな団体、研究者からも疑問や問題提起がされていることを踏まえて、全面的な検討が必要だと思います。そのことを政府に求めるとともに、そうした全面的な検討なしでの今回の利用促進は拙速に過ぎるということ述べて、終わります。

○西村委員長 これにて発言は終わりました。この際、両起草案中、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。加藤国務大臣。

○加藤国務大臣 成年後見制度の利用の促進に関する法律案の提出に際しまして、議員各位の御努力と御熱意に対して深く敬意を表させていただきます。政府としては、本法律案に対して特に異存はございません。

○西村委員長 お諮りいたします。まず、成年後見制度の利用の促進に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○西村委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案起

草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○西村委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、両法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十五日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午前九時二十四分散会

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条―第十四条)

第四章 成年後見制度利用促進会議(第十五条―第十四条)

第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条―第二十二條)

第六章 地方公共団体の講ずる措置(第二十三条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であ

り、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
  - 二 保佐人及び保佐監督人
  - 三 補助人及び補助監督人
  - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
  - 二 被保佐人
  - 三 被補助人
  - 四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重

んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念のつとめ、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づき施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢

者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少なくない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助

言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 成年後見制度の利用の促進に関する目標  
二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が

総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

第四章 成年後見制度利用促進会議(設置及び所掌事務)

第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 成年後見制度利用促進基本計画を作成すること。

二 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。  
一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行うおうとするとき。  
(組織等)

第十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九條第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 法務大臣

四 厚生労働大臣

五 総務大臣

六 前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 成年後見制度利用促進委員会(設置)

第十五条 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。

イ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

(資料の提出要求等)  
第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十七条 委員会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)  
第十八条 委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)  
第十九条 委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)  
第二十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)  
第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十二条 第十五条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 地方公共団体の講ずる措置  
(市町村の講ずる措置)  
第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)  
第二十四条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

目次中「第十四条」を削り、「第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条・第二十二條)」を

「第五章 地方公共団体の講ずる措置(第十四条・第十五条)」に改める。

第一条中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。

第十二条第三項中「内閣総理大臣を」法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき「」に改め、「成年後見制度利用促進基本計画」の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣を」法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣に改め、「遅滞なく」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十三条を次のように改める。

めるものとする。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)  
第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正)  
第三条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省

において処理する。  
第十四条及び第五章を削る。  
第六章中第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とし、同章を第五章とする。  
(内閣府設置法の一部改正)  
第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「及び子どもの貧困対策の推

進」を、「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四の次に次の一号を加える。  
四十六の五 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

第三十七条第三項の表中

アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律

改める。

第四十条第三項の表中

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
成年後見制度利用促進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。  
第四十条第三項第四十六号の三を削る。  
第三十七条第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。  
第四十条第三項の表成年後見制度利用促進会議の項を削る。  
(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)  
第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるの

「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。  
(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第二条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改める。  
第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四十六号の二とし」の下に「、第四十六号の五を第四十六号の三とし」を加える。

理由

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約七千万円の見込みである。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案  
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(民法の一部改正)  
第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第八百六十条の次に次の二条を加える。  
(成年後見人による郵便物等の管理)  
第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の手続きを行う者に対し、期間を定め、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(次条において「郵便物等」という。)を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超

えることができない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を延長することができない。

4 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができない。

2 成年後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年被後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。

3 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取った第一項の郵便物等(前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。)の閲覧を求めることができる。  
第八百七十三条の次に次の一条を加える。  
(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)  
第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為

(前二号に掲げる行為を除く。)

(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第二項中「十六の項」を「十六の二の項」に改める。

第一百八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という)の配達

の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件(別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十三

条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という)。

第二百二十条第一項に次の一号を加える。

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

第二百二十二条第一項中「後見開始の審判は、成年被後見人となるべきを」次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める」に改め、「おいては、成年被後見人となるべき者」の下に「及び成年被後見人」を加え、同項に次の各号を加える。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

第二百二十二条第二項に次の一号を加える。

別表第一の十二の項の次に次のように加える。

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十二の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更

民法第八百六十条の二第二項、第三項及び第四項

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十二の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年被後見人

第二百二十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

第二百二十三条第一項に次の四号を加える。

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年被後見人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

(陳述の聴取の例外)

第二百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定(第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む)にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

十六の二 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可

民法第八百七十三条の二ただし書

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由

成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年被後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができるとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。